

## 第60回基本計画部会議事録

1 日 時 平成27年7月23日（木）10:19～12:06

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

## 3 出席者

## 【委員】

西村部会長、北村部会長代理、川崎委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、宮川委員

## 【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ総合調整室長、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局企画役、東京都総務局統計部長

## 【事務局等】

伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付統計審査官

## 4 議 題

- (1) 基本計画への取組状況等に関する審議事項について
- (2) 平成26年度統計法施行状況報告（各府省ヒアリング）
- (3) その他

## 5 議事録

○西村部会長 それでは、時間となりましたので、ただ今から第60回基本計画部会を開催いたします。

本日は前田委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、まず、平成26年度統計法施行状況審議における審議事項について、決定いただ

く予定です。

関係する資料は2つです。資料1「平成26年度統計法施行状況報告のうち、各府省に説明を求める事項についての委員意見」、資料2「基本計画への取組状況等に関する審議事項について（案）」となります。

その後、本日決定いただいた審議事項ごとに関係府省から説明を受け、御審議いただきます。

その審議で関係する資料は、資料3から7までです。資料は審議事項ごとに分けて用意しています。資料3は「労働者の区分等」、資料4-1、4-2は「21世紀出生児縦断調査」、資料5は「観光に関する統計整備」、資料6は「医療、福祉及び介護に関連する統計体系の全体像の整理」、資料7は「同一企業内の雇用形態転換の把握」に対応しております。

以上、過不足等ございませんでしょうか。

**○西村部会長** それでは、議事に移りたいと思います。

前回の基本計画部会で審議の進め方を決定したところですが、具体的な審議事項については、各府省に説明を求めたい事項に関し各委員に意見照会をし、前回部会の御議論も踏まえまして、本日の部会で私から最終案を提示することとしております。

本日の資料として、委員の皆様には事務局を通じて意見照会を行い、各府省に説明を求めたい事項として整理したものが資料1であります。

また、皆様方の御意見と前回部会での議論を踏まえまして、資料2のとおり審議事項の案を作成いたしました。

これらの資料について、事務局から簡単に説明をお願いします。

**○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長** 資料1と資料2を御覧ください。資料1は、平成26年度統計法施行状況報告のうち、委員の方々から挙げられた、各府省に説明を求めたい事項をまとめたものです。

表頭、水色の部分と黄色の部分がありますが、一番左側の「通し番号」は、今回、委員に挙げていただいた意見に便宜的に通し番号をつけたものです。水色の部分の「具体的な措置、方策等」から「進捗状況」まで、これは法施行状況報告に出ていましたものをここに記載しております。一番右側の黄色のところ「各府省に説明を求める内容及びその理由」というのが、委員から頂いた御意見です。

委員から頂いた御意見には、複数の項目にわたるものがあります。その場合、次のように表示しています。

例えば、上から2番目の通し番号の2ですが、一番右側に「(No.3意見③参照)」と書いてあります。No.3というのは、その下の通し番号3のところになりますが、右側を御覧いただくと意見①②③とあります。これは3人の方から意見が出ていまして、それを分けて書いております。先ほどの通し番号2のところは意見③なので、「意見③観光統計の進捗状況について説明を求めたい」というのが、この通し番号の複数の項目に

またがって出されているものです。

御意見は、一番中心的な項目に書いてあります。

資料2は、こうして頂いた意見から、審議事項（案）をまとめたもので、スケジュールとともに記載しています。基本計画別表の掲載順に記載していますが、審議順は変更する可能性もあります。

まず、本日7月23日の第60回基本計画部会のところですが、「観光に関する統計整備」は先ほどの資料1の通し番号でいきますと2から5までに当たります。

その次の「医療、福祉及び介護に関連する統計体系の全体像の整理」は通し番号の6、「21世紀出生児縦断調査」は通し番号7です。

「同一企業内の雇用形態転換の把握」について御意見は特になかったのですが、「観光に関する統計整備」から「同一企業内の雇用形態転換の把握」までは、平成26年度末までに結論を得る、あるいは実施するという項目が含まれていますので、今回、それについて当部会で審議を必ずしなければいけないというものです。

資料1にはこの項目を入れておりません。ただし、総務省統計局が用意してくれました資料7に基本計画での文言、課題が書かれていますので、審議する際はそれを御覧いただければと存じます。

資料2に戻ります。

次に、第61回基本計画部会、8月5日の予定ですが、そこでの審議事項案は、資料1の通し番号1に当たります「生産・分配GDP四半期推計の検討状況」、次が「統計リソースの確保」です。「統計リソースの確保」は通し番号がかなり複数にわたってしまっていて、9、11から13までです。最後が「公的統計の結果提供、二次利用」についてで、通し番号10と14から19までに当たります。

この日は、そのほか、本日の部会で審議できなかった事項や未回答の事項があれば審議いたします。

最後の8月27日も同じように、7月23日、8月5日で審議できなかった事項や未回答の事項があれば審議ということになります。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、今の事務局からの説明について、御質問等があればお願いします。

それでは、審議事項については、資料2のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」）

○西村部会長 どうもありがとうございました。

では、これに基づいて、資料1の委員の問題意識も踏まえながら審議を行いたいと思います。

時間が限られていますので、全ての御意見に網羅的に対応することはできませんので、重要な事項を中心に説明、御議論をお願いしたいと思います。

そのような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○西村部会長 どうもありがとうございます。

それでは、そのようにお願いいたします。

早速ですけれども、本日は、資料2に記載のとおり、5つの事項について審議を行います。

まず、円滑な運営を図るために順番を付けたいと思います。最初に「労働者の区分等」、2番目に「21世紀出生時縦断調査」、3番目は「観光に関する統計整備」、4番目は「医療、福祉及び介護に関連する統計体系の全体像の整理」、5番目が「同一企業内の雇用形態転換の把握」としたいと思います。

それぞれの事項ごとに関係府省から説明を受けて、質疑応答を行います。

それでは、最初に「労働者の区分等」について、総務省政策統括官付統計審査官から御説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 それでは、資料3をお手元に御用意ください。府省横断的な検討の事務局を務めさせていただいております立場から説明申し上げたいと思います。

表紙をおめくりいただきまして、1ページの「Ⅰ 第Ⅱ期基本計画の課題と平成26年度施行状況報告」です。

第Ⅱ期基本計画におきましては、上の部分に掲げられておりますとおり、労働者の区分や雇用形態の的確な把握といった関係の事項が盛り込まれているところです。

具体的にはこの上の部分の更に枠囲みをしてある部分ですが、労働者の区分については、後ほど詳しく説明申し上げますが、厚生労働省から提示された案と、同省における検証結果を基に府省横断的な検討を進めなさいとされております。その際に関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を十分に実施するようにと別表の具体的な取組に書き込まれています。

平成26年度の法施行状況報告におきましては、御案内のとおり、府省横断的な検討を進めていること、また、常用労働者、臨時労働者の区分につきましては平成27年2月、常用労働者の内訳区分につきましては平成27年4月に最終的な対応案を取りまとめる予定であると、そこまで記載してございますが、その後、平成27年5月19日におきまして「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」を各府省統計主管課長等会議申合せという形で策定しているところです。

本日は、資料1で先ほど御説明がありましたとおり、これまでの取組に関する検討経緯であるとか、今後の検討スケジュールなどについて、更に詳細な説明をという御要望を頂いておりますので、もう少し詳しく説明させていただきたいと思います。

2ページです。「Ⅱ 労働者の区分に関する検討の背景事情」から御説明を申し上げます。

この資料につきましては、第Ⅱ期基本計画の基本的な考え方を取りまとめていただきました、本委員会の「平成24年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」にも添付されているものです。

厚生労働省における検討の結果、左側に「視点」というところがございますが「雇用契約期間の視点」、「所定労働時間の視点」、「直接・間接雇用の視点」の3つの視点から、労働者の区分について、世帯対象とするものと事業所対象とするものの整合性を確保していこうと整理されているものです。

ただ、ここにあります注の上の※で「前2ヶ月18日以上雇用されている者」というのが、改正案では「日々・短期雇用労働者」、対象調査の現行でいえば「臨時労働者」に該当するところですが、ここが「有期雇用労働者」に区分されるというところがあります。

また、一番下の※にありますように、この検討に当たっては、目的であるとか、対象による性格の違いといったことも重々考えながら整理する必要があります。特に上の方の「雇用契約期間の視点」で見えていただきますと、世帯対象の方は、無期、有期以外に「雇用契約期間が1年以上の者」「雇用契約期間が1ヶ月以上1年未満の者」と更に細分されている形になっておりますが、現行の事業所対象調査では「常用労働者」というくくりになっております。

今後、これを細分化するに当たっても、目的、実査可能性等を考慮して、調査によってはこれをくくったり、調査しなかったりということも考えられるという指摘も加えられているところです。

統計委員会においても示されましたそういった考え方に従いまして、私どもの方で府省横断的な検討を進めてまいったところです。

3ページの「Ⅲ 常用労働者と臨時労働者の区分に関する検討・検証」ですが、一点目は、先ほど申しました常用労働者と臨時労働者の区分で一部不整合が生じていることです。事業所・企業を対象とする統計調査と世帯・個人を対象とする統計調査で、区分名称の部分の違いだけではなくて、区分の基になっている基準と申しますか、定義に一部不整合が生じているところです。

先ほども申しましたが、有期雇用労働者について、前2か月それぞれ18日以上働いた者が常用労働者に区分されているところと、1か月超かどうかというところが若干の相違になっております。これにつきましては、基本計画でも掲げられておりますとおり、その変動に関する影響がどの程度あるのかということでのいろいろな試算をした結果、1%弱の影響にとどまるという結果が得られております。

また、実査可能性等の検証を十分にという御指摘もありますので、企業ヒアリング・試験調査等を実施いたしまして、報告者の負担感が重くなるのかどうか、結果を利用する政策部局で利用に当たっての支障が生じないか、いろいろ関係府省の協力も得ながら検討・検証を進めてまいりました。

その結果、前2か月それぞれ18日以上働いた者というのは、戦後間もなくの日々雇用労働者

働者が多数いたような時代から盛り込まれていた基準ですが、これを廃止しようということと、世帯系統計との区分を合わせるために、有期雇用労働者については、1か月未満、日々雇用という部分と、1か月以上というところで分けようということで取組を考えたところでは、

これによって、世帯と個人を対象とする統計の整合性という意味では、大きなところで一つ比較可能性が高まったという形になっています。

続きまして、4ページですが、今度は「IV 常用労働者の内訳区分に関する検討・検証の経緯①」です。

まず説明申し上げたいのは、事業所・企業を調査対象とする各種統計調査で労働者数等を把握している調査は多々ありますが、ここにありますように「労働状況の把握を主目的とする統計調査」と「事業活動の把握を主目的とする統計調査」に大別できるかと思いません。

前者におきましては、雇用契約期間や所定労働時間等の指標を中心に常用労働者を区分してございます。専ら厚生労働省が実施している調査にこのような形態が多いですが、ここで、下を御覧いただくと分かりますように、雇用契約期間の定めがあるかないか、一般労働者か短時間労働者かという区分に加えまして、各種統計調査におきましては、ジェンダー統計への取組ということで男女別を取らないといけないということで、ここにありますように8区分で記入をお願いしないといけないという形になっております。

また、これに加えまして、一部の調査におきましては、後ほど説明します「正社員・正職員などと呼ばれている者」という区分も、調査の目的によっては併せて把握している調査もあります。

一方、事業活動の把握を主目的とする統計調査におきましては、負担の軽減ということもありまして、専ら「正社員・正職員などと呼ばれている者」「それ以外の人（パート・アルバイトなど）」という区分で常用労働者を把握しています。

5ページ「IV 常用労働者の内訳区分に関する検討・検証の経緯②」ですが、では、これをどう検討していくかということで、今回の検討におきましては、事務局からその段階、段階におきましていろいろな案を出しまして、それに基づいていろいろ具体的な検討を進めたところでは、

事務局におきましては、冒頭御説明いたしました整理案の基になった厚生労働省の研究会で整理されている要素である雇用契約期間、所定労働時間を基に、調査票のイメージを検討いたしました。

一方で「事業活動の把握を主目的とする統計調査」においては、後ほど次ページ以降で詳しく御説明しますが、結果の利用や調査票のレイアウトによる制約も考慮いたしまして、幾つかの案をワーキンググループに提示しまして、検討・検証を進めるということで合意を得たところでは、

厚生労働省の研究会における結果を組み合わせた区分のイメージといたしまして、左側

にありますように、無期雇用かつフルタイム、無期雇用かつ短時間、有期雇用かつフルタイム、有期雇用かつ短時間という4つの象限に分けて考えていこうと整理しております。

なお、ここにありますが数値につきましては、平成24年の賃金構造基本統計調査を基に作成したのですが、同調査は一部対象外となっている産業もありますし、企業規模も従業員10人以上という制約があることに御留意いただきたいと思っております。

調査票に具体的にイメージを落とし込んだらどうなるかということになりますと、無期、有期でまず区分し、それを更にフルタイム、短時間で区分した上に男女別ということで、先ほど御説明したように、より正確に取ろうとすれば、調査票のイメージとしては、かなりの区分数といえますか、どうしても記入に当たっての負担も求めなければいけないということになります。

6ページの「IV 常用労働者の内訳区分に関する検討・検証の経緯③」に、もう少し詳しい事務局から提案した検討の経緯があります。

先ほど説明しました賃金構造基本統計調査は、正社員、正社員以外という区分も把握しております。その結果から見た正社員の割合というのは65%ぐらいになっております。

一方、無期雇用かつフルタイムの部分が64.9%ということで、ほぼ見合う内容になっております。

ここで4象限から2つの分け方になっているところは、報告者の負担や調査票のレイアウトの制約を考えれば、8マスで把握するのではなくて、現行と同じ4つの区分で把握してその結果を得ることを考えたものです。ですから、この調査の結果によれば、現行の正社員という考え方は、無期雇用かつフルタイムにかなり近いものだと言えます。

一方、B案のように無期、有期といった契約期間だけで区切りますと、現在の正社員という区分からはかなり離れたものになる。フルタイム、短時間という区分についても同様の影響ということで、B案、C案につきましては、その結果を利用していくに当たって、影響も大きいのではないかと考えられるところです。

ちなみに、これは平成24年の結果ですが、過去のその前後の結果につきましても比較したところ、おおむねこういった割合で「無期雇用かつフルタイム」のところが正社員に似通った数字になっています。数値は年によって多少変動いたしますが、おおむねこのような形になっております。

経済センサス等で把握している正社員の割合も、数%の違いは生じておりますが、この割合に近いものとなっているところです。

7ページ「IV 常用労働者の内訳区分に関する検討・検証の経緯④」を御覧ください。

そういったことから、B案、C案を落として、A案を中心に、基本計画でも求められています企業ヒアリングやアンケート調査等を進めたところです。

その結果、御意見をお伺いした2,270企業中、企業と申しましても小規模事業所・企業が中心になりますが、3割を超える企業において回答が難しいという報告がありました。

また、「従来の正社員」と「無期雇用かつフルタイム」というのは、報告する数が必ず

しも一致しないという報告者も、2割弱ですが、一定数存在することも報告されているところでは。

3番目の点ですが、現在、雇用関係は非常に多様化しておりまして、フルタイムで働いているパート・アルバイトであるとか、契約型（1年更新）の職種の適用を受けている正社員等も存在しているなど、無期かつフルタイムと正社員という概念のところで境界的な事例も多々あることも判明いたしました。

ちなみに、5人未満の事業所は、事業所数でいくと過半数を超えておりますし、10人未満は7割を超えているということで、冒頭にありますように、なかなか対応できないことは事業所数から見ても無視できないものと考えたところです。

そういった状況を踏まえまして、ワーキンググループでは、A案を早急に導入した場合の負担とか支障などが懸念されることから、全面的に導入することは時期尚早という判断が大勢を占めたところです。

一方で、雇用形態の多様化が進む中、統計調査においても、いわゆる「非正規雇用」と呼ばれるような実態をよりの確に捉える取組を継続的に進めることが必要との共通認識を得たところです。

この背景には、そもそも正社員であるとか、正規、非正規といったところに法律上の明確な定義がないということもあります。あくまで「常用労働者」と呼ばれているところも、統計上の区分であることに御留意ください。

8ページ「Ⅳ 常用労働者の内訳区分に関する検討・検証の経緯⑤」ですが、そういった種々の検討を進めた結果、ここにありますような①から⑤までの整理をいたしております。

①としまして、先ほど申し上げましたように、より客観的な指標を用いて区分すること、もう既に客観的な指標を用いて区分している厚生労働省の統計調査等においては、その取組を継続していただくことを原則としております。

②としまして、ただし、先ほど来、申し上げておりますが、報告者の記入の負担であるとか、従来の4区分に加えて8区分にすると、調査票のレイアウトで倍のスペースが要るとか、しかも、他に把握すべき調査項目も多いという状況の中で、必ずしも原則的な適用ができないもの、主に事業活動を把握することを主目的とする統計調査であるとか、どうしても必要に応じて正社員・正職員という区分を加えて取っている部分も一部ありますので、そういった調査においては、これまでの呼称を中心としたものから、処遇を中心として「正社員・正職員としている人」と「それ以外の人」とを調査項目として採用しようということにしております。

その区分を採用するときには、③の2行目の真ん中からですが「一般的には、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む。）、貴事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します」などというように、無期雇用・フルタイムに近いものであるということを説明文などに使用することにより、先ほど小規模事業所で必ずしも浸透し



ていない面が見受けられることを申し上げましたが、その浸透を図っていこうという意味でも、こういった説明文を併せて付けていこうということです。

④としまして、各省におきましては、平成28年経済センサス - 活動調査以降、順次①から③までの取組を推進していくとともに、⑤にありますように、更なる改善・検討を進めていくこととしております。

ですから、平成26年度の整理は、あくまで中間的な取組、初年度の整理であって、今後更に検討を進めていきたいと考えているところです。

今後の検討の進め方ですが、9ページの「V 今後の検討・検証の予定（イメージ）①」にありますように、平成27年度当初にガイドラインの策定まで取りあえず第一歩として進めさせていただいたところですが、平成27年度、28年度におきましては、後ほどもう少し詳しく説明しますが、結果表章の在り方や常用労働者の内訳区分を「としている」で終わりと考えているわけではありませんので、更に検討・改善の可能性がないか、また、間接雇用につきましても、もう少し整理を進めようということを考えておきまして、この平成27年度、28年度の2か年間で検討いたしました結果を、第Ⅲ期基本計画の策定に向けた法施行状況審議が始まります平成29年6月頃には統計委員会にも御報告したいと考えております。この際には、当然、当初策定したガイドラインの実施状況も踏まえながら、いろいろ検討を進めていくという考えでおります。

そういった検討を進めて、御審議の結果に応じてということになるかと思いますが、必要な部分については、第Ⅲ期基本計画に反映する形でこの取組の更なる充実を図っていこうと考えているところです。

最後に、10ページの「V 今後の検討・検証の予定（イメージ）②」ですが、「結果表章の在り方（統計間の整合性）」のところの図はあくまで検討のイメージで、このとおり進めるという話ではありません。今後の検討の一つの材料と考えております。

事業所・企業を対象とする統計調査、世帯・個人を対象とする統計調査におきましては、先ほど説明しましたように、大きなところでは区分の整合性が取れたところですが、名称というところでは、例えば事業所・企業を対象とする統計調査では「臨時労働者」と呼んでいるところが、世帯・個人を対象とする統計調査では「日雇」という区分で調査されております。

これを統一するというよりも、例えばある調査では「日雇」と書いてあって、日雇とは何だろうとその表の注書きを探して理解しなくても、雇用契約期間で考えれば「有期（1か月未満）」という区分があるわけですから、これで両者を表章していけば、それぞれの調査を比較したいというときも、利用者の利便性が向上するのではないかと考えます。

これはあくまで一つの考え方ですが、そういった結果表章の工夫による整合性の向上も一つ考えられるのではないかということ、今、想定しているところです。

今後、本日の御意見等も参考にさせていただきながら、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

少々長くなりましたが、私からの説明は以上です。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明について、御質問等があればお願いいたします。

どうぞ。

○北村委員 9ページの「V 今後の検討・検証の予定（イメージ）①」のところで「ガイドラインの見直し検討・改定」というセクションがあったのですが、これを検討されるのは各府省統計主管課長等会議ですか、それとも統計委員会ですか。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 この点につきましては、まず、ガイドラインを策定した各府省統計主管課長等会議の下に設けております、我々の府省横断的な検討会議の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

とは言いながら、平成27年度の法施行状況報告は来年のこの時期になろうかと思いますが、そこで平成27年度にこういう検討をいたしましたという報告はさせていただきますので、その場で委員の方からまた御意見を頂戴することも可能かと思っております。

また、この検討にはアドホックな形で有識者の方にも御参加いただいております。本委員会の委員のみならず、各分野の専門家の皆様をお招きして御意見を頂戴しながら進めておりますので、もしよろしければ、北村委員も一度参加していただいても考えております。

○西村部会長 どうぞ。

○北村委員 今回、ガイドラインが急に出てきたような感じがあったので、もう少し我々が参加できる機会を設けていただければと思うので、それも考慮してください。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 分かりました。ありがとうございます。

○西村部会長 どうぞ。

○黒澤委員 本当に大変な御努力をしてくださったことがよく分かりました。どうもありがとうございます。本当に一歩も二歩も前進したと思っております。

一つ確認なのですが、賃金構造基本統計調査の結果とヒアリングとの間にかい離があるということなのですが、これは恐らく小さな企業であればあるほど、そもそも正社員とは何なのかという定義が非常に曖昧だということから来ていると思うのですが、そうすると、このヒアリングの結果は、10人以上の規模でやると余りかい離がないということなのかどうかということの確認です。

もう一つ、二点目はお願いなのですが、いずれにせよ、小規模企業であればあるほどそもそも曖昧だということもありますし、どの規模の企業であっても働き方の多様化が進んでいるという事実はあるので、もちろん統計調査によって役割がありますし、全ての調査で詳細な情報を収集するのは無理だということは重々承知しておりますが、できる限り客観的な情報を用いて、できれば実労働時間、契約の有期性の観点から、実態が分かるような形で情報を盛り込む検討を今後とも続けていただきたいと思います。

それから、事業活動を把握する調査においても、労働時間を把握することは、やはり時

間当たりの生産性の観点からも非常に重要なことだと思いますので、大規模な代表的な調査であれば、是非そちらで検討を続けていただきたくお願い申し上げます。

以上です。

○西村部会長 どうぞ。

○宮川委員 今、黒澤委員がおっしゃったことと同じ部分なのですが、7ページの「A案の検証結果」のところで、2,270企業中759企業において回答が困難だということですが、このヒアリングは、賃金構造基本統計調査に含まれていない10人未満の企業で33.4%が回答が困難だから、賃金構造基本統計調査の区分をより拡張していくことが非常に難しいと読むのでしょうか、それとも、もっと多くの企業でそういうことが言われていると考えるのでしょうか。

一般的な企業でそのように言われているとすれば、賃金構造基本統計調査は今までも使われているわけですから、その点との兼ね合いをどのようにお考えになっているのか、先に黒澤委員の御質問に答えていただいた後で結構ですので、お聞きしたいと思います。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 まず、黒澤委員の御質問ですが、ここの部分はなかなか難しいところがありまして、宮川委員の御質問にも関連するのですが、ヒアリングと一つにくくっておりますが、試験調査に併せてアンケート調査を実施した部分と、各種の統計調査におきまして、いろいろな調査の見直し等の過程でヒアリングをお願いした部分と、この検討のためだけに状況を把握しに行った部分と、このヒアリングの内容も多種多様であり、また、各府省にお願いしたところもありますので、詳細な事業所・従業員規模まで把握した分析はできかねる内容です。その点では不十分という御指摘があるかもしれませんが、そのような状況であるということが一つです。

その中で、先ほど説明させていただきましたように、賃金構造基本統計調査は10人以上のところ調査対象になるということで、それが全く分からないというのは、逆の読み方で、10人未満のところは、こういった調査を受けていないこともあって、なかなか認識されていないところもあるのではないかとということから、こういう整理をしているものです。

小さい事業所でも分かっているところもあろうかと思いますが、例えば町の八百屋さんみたいなところでパートで何人かの従業員さんが働いていて、それを正社員なのか、パートなのかという区分まで、一々厳密にしていないケースもあるのではないかと考えております。

ヒアリングの結果、大企業においても、無期かつフルタイムという整理がその企業における整理と合致しているので、非常に分かりやすいと評価していただいたところもあれば、これとは別の整理をしているので、出し直さないといけないという評価をしているところもあります。

ですから「正社員」と呼ばれている部分をどう管理しているかというところは、企業によっていろいろ多様化もしておりますので、今後更にその辺りも検討してまいりたいと思っておりますが、そういう状況です。

黒澤委員御指摘の今後の検討に当たってのポイントですが、本日の御指摘も踏まえながら、一方で、報告者の負担もありますので、必ずそういったことができる、できないというお約束はできないのですが、検討の一つの素材と考えておりますので、今後の検討にかしてまいりたいと考えております。

○西村部会長 どうぞ。

○宮川委員 言葉尻を捉えるようで申し訳ないのですが、最初にお答えになった結果ですと、様々な企業のヒアリングの結果で2,270企業中759企業が回答は困難だとお答えになって、その次に小規模事業所・企業を中心としてフルタイムの概念が十分に浸透していないということだと、必ずしも小規模事業所・企業を中心として果たして答えられるかどうかということ調査されたわけではないので、最初の文章から次の文章を導くことはなかなか難しいと思います。

さらに、それを踏まえて「検証結果からみて、A案を導入した場合、調査結果への影響や、報告者負担の増加等の支障の発生が懸念されることから」ということになると、要するに、最初の文章からワーキンググループにおける検討結果までの因果の関係がすんなりとは行っていないという気がするのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 記載が必ずしも適切でなかったかもしれません。その点はおわび申し上げます。

ここはあくまで「推察」と書いていますように、先ほど申し上げましたとおり、初めから規模別に結果を整理することを目的にヒアリングを実施していなかったこともあって、不十分ではないかという御指摘もあると考えております。

ただ、アンケート調査という形で行っている部分と、ヒアリングで行った部分がありますので、そういった部分を掛け合わせていけば、3割ぐらいの企業・事業所でなかなか回答が難しいと言われているのは事実と思いますし、3割というのは無視できない割合です。

そうしますと、冒頭説明申し上げましたとおり、報告者の負担や実査可能性についても十分検証しろという第Ⅱ期基本計画の課題に沿って考えた場合、全面的に導入することは時期尚早だと考えざるを得なかったところです。

○西村部会長 どうぞ。

○白波瀬委員 いろいろありがとうございました。前2か月18日以上雇用されている者のところで、これを一つ解決するのなかなか難しかったという経緯もありまして、10回以上の議論を重ねてここまで整理していただいたことについては、感謝申し上げたいと思います。

ただ、検証と言われているので、その検証の根拠となるところの妥当性について疑問が出るというのは、ある意味で当然のことであろうと思うのですけれども、もう一つ踏み込んで、何のための統計かというそもそも論がやはり今の議論のところでは少し抜け落ちている傾向にあるのではないかと思います。

こういう労働関係の統計については、ずっと学生の頃からお世話になっているのですが、

その呼称というか「正社員と呼ばれている人」というのは誰に呼ばれているのか、こういうある意味で定義にあたって裁量のあるカテゴリーは問題があるように思います。そもそも論まで言うてはいけないかもしれないのですけれども、ここで上がってきた正社員とそれ以外の人との格差の問題とか、統計審査官もおっしゃったように、雇用そのものが多様化して見えにくいということになりますと、実態を把握してしっかりしたエビデンスを上げることが最終目標であれば、「時期尚早」という言葉自体が若干後ろ向きな印象を与えるように感じました。

府省ごとにそれぞれの歴史と、どうしてこの言葉を使っているのかというところでせめぎ合いがあること自体も想像できるのですが、ある程度俯瞰的なカテゴリー別の説明を加えればいいのではないかという話にもなるのですけれども、ただ、国民のより良い生活のために統計を使おうという場合に何が必要かといったら、ある程度の負担も御勘弁いただいて変える方向で議論をするのかというのは、用語や定義の標準化に向けてやはり大きな第一歩になってくると思います。

そのあたりの御苦労や、現実的なレイアウトのスペースも分かるのですけれども、やはりこれは必要なものと考えますので、その辺りはできるだけ客観的な指標で積極的に御検討いただき、もう少し明確な工程表を出していただいて、具体的な結論まで導くことができればと思います。

以上です。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○中山委員 少し教えてほしいのですけれども、今、雇用の形態が非常に多様化している中で、一つの企業の中に派遣であるとか、いろいろな方々があります。今、労働者の区分のところが非常に課題になっているわけですが、併せて事業所・企業を対象とした調査、世帯や個人を対象とした調査で、派遣というのが先ほどの労働者の区分で直接雇用なのか、間接雇用なのか、直接雇用されているけれどもどういった労働者の区分に当たるのかというのは、調査票の中に一体として出てくるのでしょうか。

○西村部会長 どうぞ。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 調査によって異なりますが、専らそれ以外のところから派遣を受けている人といった形でも取れるようになっております。ですから、例えば経済センサスであるとか、工業統計であるとかいったものについても、正しく自社で直接雇用している部分と、他の企業から派遣されている労働者についても、併せて把握できるようになっております。

この部分については、先ほどの今後の検討課題にも加えておりますが、今後、どこまで間接雇用の部分を把握することが可能なのか、その余地があるのかということも、先ほどの白波瀬委員の御指摘にもありましたように、我々も決して後ろ向きに考えているわけではないのですが、一步一步進めていかないと、一気に変えることはなかなか難しいので

はないかと考えております。

ただ、今回のガイドラインを第一歩としまして、今後とも前を向いて改善・見直しを進めてまいりたいと考えている次第です。

○西村部会長 どうぞ。

○廣松委員 先ほどから皆さんの御意見を伺っていて、確かに検証の部分が必ずしも十分でないという御批判は当然かとも思いますが、この新しい考え方に基づいて平成28年経済センサス-活動調査を実際に行うわけですので、その結果を見ながら、次のステップをどのようにするかを考えることによって9ページの工程表についてももう少し具体的なイメージが書けるのではないかと考えます。特に経済センサス-活動調査の答申をまとめた立場の人間としては、そういう考え方でおります。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、私の意見もかなりありますけれども、まとめをしたいと思います。

まず、今回の区分について、府省横断的な形で特に各府省の整合性や比較可能性を高める方向での検討が進められたことは大変有意義なことだったということについては、皆さん御異論ないと思います。

それにおいて、事業所・企業を対象とした統計調査におけるガイドラインということで、常用労働者、臨時労働者の簡素化とか、世帯系調査との比較可能性が向上したということがあります。

方向性として、原則として雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いて区分するのは、考え方として誠に正しいことだと思いますし、次なる改善をなさっていることも十分評価できると思います。

しかし、基本はエビデンス・ベースト・ポリシーですから、そこに入ってくるのは、当然、量とか数値とか、そういうハードエビデンスでないといけないわけです。そうでないとなかなか議論ができなくなる。特に労働時間の問題で黒澤委員がおっしゃった点はとても重要なわけです。

もう一点は呼称の問題ですが、エビデンス・ベースト・ポリシーの基本的な考え方というのは、呼称ではなくて、その呼称が意味している量とか数値とか、そのようなものが重要になるわけです。

したがって、基本に戻って量や数値をきちんと取る、もしくは取る方向に向かっていくということが非常に重要な点だと思います。

そういう意味で、ワーキンググループでなされた取組は、先ほど廣松委員がおっしゃったように、一里塚という形で考えていく必要があるのだらうと思います。

そういう中で考えますと、ワーキンググループのやり方ももう少し改良を加えていただきたいと思います。それは北村委員がおっしゃった、ワーキンググループで何かをやって、それに利用者である学者が呼ばれて何か意見を言うというよりは、学者グループなど利用

者側から、ワーキンググループで何をするかに積極的に物が言えるような仕組みを作っていただきたいというのが一点だと思います。

もう一点は、やはりスケジュール感の問題だと思います。平成28年度に実施する経済センサス-活動調査の調査結果も含めてできるだけ早い段階で先に進めていくことをお願いしたいと思います。

今日も議論にありましたけれども、特にフルタイムとは何なのかといった問題が出てきますが、「フルタイム」という名前ではなくて、時間という形で明確化するほうがはるかに分かりやすいと思いますし、逆に言えば、小さな企業もそうですけれども、重要なのはフルタイムか、フルタイムでないかという話ではなくて、何時間働いているかということです。ですから、今度は調査をする側だけではなくて、調査される側にも意識の改革が必要です。当然、働き方も変わっていくわけですから、そういうインパクトを与えていかなければいけないということも重要だと思います。

そういうことを含めて、今後はスピード感を持って検討することをお願いしたいと思います。特に常用労働者の内訳の雇用契約期間による細分化とか、このような点については議論を進めていっていただきたいと思います。

具体的な工程表を出してくださいという議論もありましたので、できるだけ透明性のある形で、かつ、スピード感を持つ形をお願いしたいと思います。それに関しては統計委員会にも適宜報告していただきたいと思います。

取りまとめになっているかどうか分かりませんが、要望も入っていますけれども、一応、取りまとめということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○西村部会長 では、よろしくお願ひいたします。

続いて「21世紀出生児縦断調査」の今後の方向性や調査内容の検討状況について、厚生労働省から御説明をお願いします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室長 それでは、資料4-1「21世紀出生児縦断調査について」を御覧ください。今後の方向性について説明いたします。

「1. 課題」ですが、21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)の調査対象者が平成25年度に中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の調査の方向性や調査内容について検討することとされております。

「2. これまでの検討状況」ですが、厚生労働省の内部におきまして、この調査の継続の必要性等につきましていろいろ検討したわけですが、①から③までに書いているような理由によりまして、当省単独で主体となって調査を継続していくことが非常に困難な状況です。こうしたことから、文部科学省に御相談を持ちかけまして、これまで調整を行ってきたところです。

「(2) 文部科学省との調整について」におきましても、基本計画の課題となっております。

まず学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計の実施について、研究会で検討されておりまして、私どももオブザーバーとしてこの研究会に参加しております。

この研究会におきましても、調査客体の残存性が高く、中学生までのデータを保有する21世紀出生児縦断調査の調査客体を継続していくことは貴重であると評価されております。

「3. 今後の方向性」ですが、こうした状況を踏まえまして、両省にとって有益な調査になるように、学校生活や学力等の文部科学省の行政施策に密接する調査項目に重点を置きつつも、厚生労働省としても必要な項目を一定量加えるというような調整を今後行いまして、実施主体を文部科学省とする共管調査としてこの調査を継続実施していくことで両省で確認が取れたということとして、現在も引き続きその実現に向けて調整を行っています。

以上です。

**○西村部会長** ありがとうございます。

ただ今の説明では、今後も文部科学省との共管で継続実施をしていくという方向での検討が進められているということでしたが、文部科学省での検討状況について御説明をお願いします。

**○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官** 資料4-2を御覧ください。

一番上に課題が掲げてあります。教育から就業へのライフコースを捉える縦断調査ということで、今年度末までに結論を得るという課題です。

文部科学省では、平成26年度において21世紀出生児縦断調査の実現可能性を検証するための調査研究を実施しました。それと、厚生労働省から先ほど御案内がありましたけれども、21世紀出生児縦断調査を厚生労働省が主体として継続実施していくことが難しい状況との相談があったこともあり、当該調査を当省と厚生労働省との共管調査として継続実施できるかについて、検討と調整を行ったところであります。

当省としましては、21世紀出生児縦断調査は、学校教育段階での学力、就業意識やキャリア教育の取組と就業やその職業生活との因果関係等を明らかにできる、進学や将来の安定した就業・職業生活のために必要となる要因を明らかにできるなど、教育の効果を測定できる貴重な統計調査になると認識しております。

このような認識の下、引き続き調査実施の実現に向けて予算の確保や実施体制等の課題について検討することとしたいと考えております。

以上です。

**○西村部会長** ありがとうございます。

厚生労働省、文部科学省の両者から説明を受けましたが、御質問等があればお願いしたいと思います。

どうぞ。

**○白波瀬委員** ありがとうございます。

縦断調査は極めてこれから重要なデータになるので、継続という確認が取れたというこ



とは大変よいことだと思います。具体的にこれから始められるということですので、今の時点で何がということはないのですけれども、やはりうまく共管でやっていただきたいと思います。

また、中学生になって、数は少ないのですけれども、学校に進学しないで働く者もいるわけです。それから、リカレント教育というか、行ったり入ったりというか、中長期的に考えると、今、中学生で、もうすぐに高校生、大学生で云々と、そこまで長期的にこのデータを保管、実施云々を考えると、やはりかなり緊密に府省間で連携をとって、調査項目等についての検討も行っていただきたいというのが私からの希望です。

あと、少し具体的な工程表というのはどうなっているのかというのが質問です。

以上です。

○西村部会長 今回の工程表について、いかがですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室長 今度高校生になるのが16回の調査からでして、調査の実施は、これまでの継続を考えると、平成29年1月、平成28年度の予算要求ということで検討を進めているということです。そこから共管調査として行っていくという方向であります。

○西村部会長 どうぞ。

○北村委員 私もこの調査をずっと利用してきたのですけれども、21世紀出生児縦断調査について言えることは、最近、教育の効果というのは、幼児教育といいますか、小さいときにどうだったかという話もあるので、パネルデータの特色として過去に遡ってどうだったかということを経トスペクティブに聞くというような調査方法もありますので、一緒に調査されるようになったときには、文部科学省は今後のデータを取るだけではなくて、小・中学校、幼児期にどうだったかという厚生労働省の21世紀出生児縦断調査では聞けないものについても拾って、その情報を入れてもらえると、更に利用価値の高いデータになると思いますので、その辺も考慮していただければと思います。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 具体の調査項目等の検討はこれから行っていくことになりますけれども、その前に体制の確保などを考えております。

私どもが今の時点でイメージしております文部科学省が主体となる期間というのは、一つの目安としては、高校3年、大学学部生4年、その後の就業3年の10年ぐらいのスパンというのは、当然、厚生労働省とも連携を取りながら文部科学省が主体となって実施していく期間というイメージは描いております。

○西村部会長 今回の返答は答えになっていないのですけれども、北村委員、レトスペクティブの説明をしてくださいますか。

○北村委員 今どうかという話だけではなくて、幼稚園はどういう教育をしましたかとか、小学校はどうでしたかとか、過去どうだったかということも同じ主体について聞けるのです。21世紀出生児縦断調査でも、塾に行ったかとか、どういう教育をしたかというような話はある程度聞いているのですけれども、文部科学省はそこを特化してもう少し聞ける話

もあるかと思うので、その辺も拾っていただけると、就職するときにはどうかということが、実は高校とか大学の教育より、もっと以前のところで決まっている可能性があるという話もありますので、そこら辺も考慮していただければと思います。全体の体制を作ることが大事だということは重々承知していますし、理解した上でお願いしたいということです。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 今の御指摘も踏まえながら、今後、具体的なところを検討させていただきたいと思います。

○西村部会長 どうぞ。

○廣松委員 この調査の重要性に関しては、恐らく皆さんの中で、否定される方はいらっしゃらないと思うのですが、その上で、統計委員会として何かもっと強くサポートできるような手立てはないものかと考えます。

今回は法施行状況審議の一環として、この21世紀出生児縦断調査について、今後の在り方も含めて検討しているわけですが、残念ながら、この統計委員会は法施行型であって、建議を出す権能はないわけですけれども、何か統計委員会として強くこの調査の重要性と文化的価値をアピールするようなことができないかとも思いますが、いかがなものなのでしょうか。

○西村部会長 ほかにありますか。

廣松委員の質問に私が答えるのも少し変ですけれども、まず、それも含めてまとめをして、最後にどういう形でやるかということを考えたいと思います。

まとめは、もう皆様一致しているとおおり、この21世紀出生児縦断調査は非常に重要な調査であり、それを厚生労働省と文部科学省の共管で実施していくことに関しては、皆様の御期待が強いという形になります。

ただ、今、幾つか問題がありまして、縦断調査という形になりますので、実は従来の調査のある種の常識とは違うことが必要になってくるということがありまして、その一つが、北村委員が言われたレトロスペクティブな調査ということになるわけです。

その意味で、実は2つの省の共管になること以上に、統計調査としてはかなりチャレンジングなことをやらなければいけなくなります。逆に言えば、それを一般社会が要求しているということですので、そういった点から考えていただきたいと思います。

最後に廣松委員が言われた統計委員会としてサポートできるかということですが、普通、統計というのは、ある統計を取っている部署からの統計と捉えがちなのですが、この縦断調査に関しては、いわば統計の部署を超えたより大きな見方で統計を捉えていくことが必要になります。

そういう意味で、我々としては、我々のできる範囲しかできないわけですけれども、そういう範囲の中で、もちろんこの統計がいかに重要かということを広報すると同時に、この統計がより良い形で使われるような仕組み及び調査事項を見ていくということが必要になってくるのだと思います。

これは私が皆様の話をパラフレーズした形になっていますが、そこで重要なこと及び気

を付けなければいけないのは、例えば、今回これを文部科学省と厚生労働省の共管とし、再び厚生労働省に戻っていくのだと思いますけれども、このような形で長く使っていくある種の歴史的な財産であるという形で我々としても捉えていかなければいけないですし、統計を作っていच्छる方にもお願いしたいと思います。つまり、普通よくやられるような、もう行政上の価値がなくなったから、この部分は要らなくなるだろうというようなことで統計をいじってはいけないというわけです。

この統計は非常に重い統計であるということを、統計部局も私どもも考えていかなければいけないのだと考えています。そういう意味で、この統計は非常に重要な統計であると同時に、我々にとっても、統計当局にとってもチャレンジングな統計であるという形で、まとめになっているかどうか分からないようなまとめですけれども、まとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○西村部会長 どうもありがとうございました。

次に「観光に関する統計整備」について、観光庁から御説明をお願いいたします。

○山本観光庁観光戦略課調査室長 それでは、資料5「観光に関する統計の整備状況について」というパワーポイントの資料について説明させていただきます。

2ページですが、基本計画の記載事項を整理しているもので、それに関する該当ページがどこかを記載した目次的なものです。

これを飛ばさせていただきまして、3ページの「観光に関する統計整備（概観）」を説明いたします。

今回の議題は、観光に関する統計の体系的整備ということですので、既に御存じのところも多いかと思いますが、このページで整理させていただいております。

観光に関する現象の捉え方ですが、これについては中心となって観光統計を取りまとめているUNWTO（国連世界観光機関）が、「非日常圏への旅行」と定義しており、日頃の生活圏から外へ出た旅行ということで規定しております。このように旅行者の立場から定義されているということでも、需要者側の方から把握しやすい設定になっております。

したがって、3ページの上の方に書いていますが、基本的に観光に関する統計も、よく求められる項目については、業務統計と需要側の統計から対応していこうという形で、我が国では2000年ぐらいからこれまで整備してきたところです。

よく求められる分類としましては、旅行する主体が日本人か外国人かの分類があります。日本人につきましては、国内での旅行なのか、海外での旅行なのかに分けることが求められます。外国人につきましては、インバウンドということで、国内に来ていただいたもののみになります。さらに、旅行が日帰りによるものなのか、宿泊によるものなのかが基本的な分類として求められます。その中で、全国での統計が集計されているもの、地域での統計が集計されているものがあります。

それから、データの分類としてよく用いられますが、数量的なものと同額のものがあ

ります。このような分類が基本的な求められるデータの分類・範囲かと思えます。

それに対応するものとして、観光庁といたしましてもこれまで各種統計を整備してきております。

このように分類されますが、ストレートに申し上げますと、やはり旅行した方を日本全国で捉えた場合についてはある程度の精度を有する統計を整備してきたというところはあるのですが、やはり地域レベルの統計ではいろいろ問題があると考えております。

観光統計における地域という観点で見ますと、他の消費統計とは異なりまして、地域の集計といった場合に、消費者の居住地をベースに集計されるものではなく、旅行者がどこに行ったかという訪問地をベースに地域を集計しなければいけないという点で、非常にテクニカルな面で障害となるものがあるにとらんでおります。

実際のところ、私の不勉強もあるかと思えますが、他の統計を見ましても、消費地ベースで集計されているものはないのではないかと考えております。

「業務＋需要側」というところで幾つかの統計を記載しておりますが、イメージ的に統計の精度という切り口で色付けをしております。

出国日本人数と訪日外客数は、法務省から業務統計である出入国のデータを頂いて処理しております。集計はJNTO（日本政府観光局）というところが行っているわけですが、これは非常に精度が高いものとなっております。

全国の統計は日本人に関しては旅行・観光消費動向調査、外国人に関しては訪日外国人消費動向調査を行っており、そこそこの精度になってきているだろうというところですが、やはり地域の精度には問題があるだろうというところです。

「供給側」については、観光庁で宿泊旅行統計調査と観光地域経済調査を実施しております。これにより、「業務＋需要側」の統計を補完していくようなことを行っていくべきではないかと思えます。

通常、供給側からは観光客を把握しにくいのですが、宿泊に関して申し上げますと、明確に宿泊施設に泊まったということで、およそ非日常圏からいらした方ではないかということが捉えやすいということで、活用しているものです。

観光地域経済調査ですが、これは観光と関連性のある産業を地域の観点から検討しようということでして、やはり現状の地域統計でうまくいかないものを補完する立場で用いたいということで、一度トライアルさせていただいたものです。

現状、地域の部分については、ここに記載させていただいておりますとおり、観光庁から一定の基準をお示しさせていただいて、都道府県に実施していただいております観光入込客統計をベースに行っているわけですが、これには問題があるであろうということからこの後に議論をさせていただけたらと思えます。

目次構成については基本計画に準じておりますが、4ページ目は飛ばしまして、5～6ページ目の地域のところを先に説明させていただきたいと思えます。

まず、5ページの「共通基準による観光入込客統計（都道府県が実施）」を説明させて

いただきますと、都道府県が実施している観光入込客統計は、観光地にいらした方をベースに統計を作成しているものです。

「推計プロセス」において①、②というものがありますが、これが拡大推計などを行うための母集団情報を確立するためのものです。

「③観光地点パラメータ調査」はいわゆる普通の統計というサンプル調査で、これを組み合わせて拡大推計を行い、全体を求めようとするものです。観光地点のデータからボトムアップ的に推計する手法であり、やはり一定の基準を御提示させていただいておりますが、現時点では十分な精度がなかなか見いだせていないというところです。その精度を上げるために、観光地点パラメータ調査については、外国人への調査の重要性が増していくので、調査票の多言語化を進めていこうと考えておりますし、外国人の方に対する調査のマニュアルも作っていかねばならないと考えております。

これまで、地域の統計については、こういったボトムアップ的な手法を検討してきたわけなのですが、先ほど御覧いただきました訪日外国人消費動向調査、旅行・観光消費動向調査という全国統計でも、都道府県ベースではどちらに訪問したかをお聞きしておりますので、入込客については、観光庁からトップダウン的に推計するデータを算出し、都道府県に参照していただくことを考えております。

現在でも都道府県が観光入込客統計を作成する際、宿泊については宿泊旅行統計調査を御参照いただいているのですが、さらに広げまして、トップダウン的に全国の統計から各地域に分配したデータを活用してもらうことにより、精度を高めようということを考えております。

次に、6ページの「観光地域経済調査」です。このアプローチはなかなか難しいところがありますが、やはり地域の観光経済を把握するために供給側からのアプローチを試みたものです。

これは平成24年に調査を行ったのですが、ここで特に観光による割合を統計調査という形で把握できないかということトライさせていただきました。この件については、後で申し上げますけれども、やはりマクロでのTSA（旅行・観光サテライト勘定）における割合として全国において算出されているものと余り差がないという状況で、やや過少ぎみと考えられますし、記入面においても多少問題があったと思います。一律にできるだけ簡素に御記入できる方法を模索していたところですが、記入に用いた経営指標等は各業種においても非常にばらついているということが分かりましたし、観光割合を記入して頂くことはかなり難しいと考えております。

それ以外にも地域設定といった点でも、非常に狭いエリアにおいて多業種の調査を行いましたので、標準誤差率の面で高くなったことも問題としてあげられると考えております。

先ほど来、申し上げますけれども、地域統計へのアプローチとしては、観光入込客統計のようなボトムアップ型のもの、全国統計を分割していくトップダウン型のもの、それに加え、サービス統計ですので消費と生産と同時に行われるということもありますの

で、供給側から推計するものがあります。これらのアプローチを幾つか持った上で、それらを組み合わせる等、地域統計を導出する方法を模索し続けていく必要があります、現行ではこれらのアプローチのいずれも引き続き検討していきたいと考えております。

以上が地域に関してです。

それ以外の統計についても、説明させていただきます。

ページが戻りまして大変恐縮ですが、4ページ目のTSA（Tourism Satellite Accounts）についてご説明します。これは旅行・観光サテライト勘定というもので、観光のデータや国民経済計算のデータを組み合わせまして、マクロ的な観点で観光を捉えた表を作成するというものです。

先ほど申し上げたUNWTOから計10表の作成について御提示がありまして、そのうち日本は計9表を作成しております。計9表を作成している国も余り無いというところでして、この点については、世界的に見てもかなり整備が進んでいると考えております。マクロの観光統計についてはこのぐらいの説明で、先に進めさせていただきます。

8ページですが、日本人が調査対象の統計として「旅行・観光消費動向調査」があります。これは、日本人に対し、どのような旅行行動をしたかについて伺おうというものです。

これまで6か月周期で調査を実施してはいましたが、忘却等による記載漏れなどがございいますので、精度向上を図るため、現在、周期を見直して実施できないかを検討しております。

9ページ目の「参考：訪日外国人消費動向調査」ですが、外国人旅行者が出国する直前に空海港でインタビュー調査を行うもので、これについては、昨年度、総務省の承認を得まして、調査実施対象地点（空海港）、対象国の追加、それから、爆買い等が非常に話題になっておりますので、買い物代の目標精度を設定し、精度向上を図ったところでございます。

標本数についても、四半期ごとに実施しておりますが、每期1万人程度に拡大させていただきましたし、空港の場合、富裕層の方は出発直前までラウンジにいることがありますので、その分を補足する調査を実施することを承認いただいております、今年から実施しております。

最後、10ページ目の「観光統計の体系的な整備（今後）」を説明いたします。今後どのように体系的に整備していくかにつきましては、先ほど来、申し上げておりますけれども、精度面で悪い地域の統計を充実させていくことを中心に考えていきたいと思っております。この点では、まず観光地点パラメータ調査の多言語化というところから始まり、先に述べました複数の手法から検討していきたいと思っております。

下の部分に記載してありますけれども、その中のアプローチの一つとして観光地域経済調査につきましては、1回実施させていただきましたが、他のアプローチも含めた地域統計の精度向上という文脈の中で、すぐに同じようなものを実施するというわけではなく抜本的な見直しの検討を進めていくというスタンスで、今後、研究活動を進めていきたいと

考えております。

駆け足になりましたが、以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明について、御質問等があればお願いいたします。

どうぞ。

○中山委員 観光に関する統計の整備は、地方自治体にとってもとても重要でして、それはどういうことかということ、やはり地方自治体がいろいろな運営をしていくためにも、住民の皆さんにも納得していただくために、観光産業が非常に富を作り出したり、雇用の吸収力もあつたりといったデータを提示したいのです。

観光というのは、ある意味、住民から見ると、いろいろなことが不便になったり、うるさいことであつたりと支障も出るのです。ですから、そういったところがデータとして出てくるということがとても重要です。

そうした意味で、今、お話にあつたように、各都道府県で行っている観光入込客統計の精度を上げていくことはとても重要だと思いますし、供給側の観光地域経済調査等についても、非常に難しいことなのですけれども、観光という産業がどういうものなのか、実態がどうなっているのか、ある意味でいえば、稼ぐ力と雇用吸収力というところでどうなっているのかが分かってくるように、既存の統計に多くの方々の知恵を結集しながら、地方自治体でもニーズが非常にありますし、使い手側に提供していただけるものに精度を向上させてほしいと思います。

○西村部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○宮川委員 これは感想なのですが、体系的に整備していこうとされるのは非常にありがたいと思うのですけれども、今、オリンピックなどを控えて、外国人観光客が来るときの課題、例えばWi-Fiの整備だとか、いろいろな意味で少し十分でない点が指摘されていますが、例えば、供給側の調査にそういうことを項目として入れていって、それを政策的な課題として活用していくというようなことも考えていかれるとよいのではないかと考えております。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。どうぞ。

○廣松委員 まず、簡単なというか、2点細かい点の質問です。まず5ページの「③観光地点パラメータ調査」という言葉の意味がよく分からなかったのですが、パラメータとおっしゃっているのは、何がどういう意味でパラメータなのかというのがよく分からなかったので説明をお願いしたいのと、それから、検討内容のところ「調査票の種類を質問するマニュアルを整備」とあるのですが、調査票の種類を質問するというのは具体的にどういうことなのか、そこを補足説明していただければということが一点目です。

二点目は、その上の枠の中に書いてありますが、観光の場合、従来の統計手法は果たしてどこまで有効なのか。ここにあるように、携帯電話の位置情報等の新しい情報の収集方法などもかなり積極的に応用することも考える必要があるのではないかということをお話を伺いながら感想として持ちました。この位置情報等の活用に関して、現在、どのようにお考えなのか、2番目としてその点をもう一度お伺いできればと思います。

○西村部会長 どうでしょうか。

○山本観光庁観光戦略課調査室長 まず、中山委員から頂いた御意見についてですが、観光を振興する上で地域が非常に重要な主体であるというのは、観光庁としても認識しているところでして、そのために必要なデータとしての情報の提供は考えております。そのために、供給側の統計も含めて、引き続き検討を続けていきたいと考えております。

二点目の宮川委員から御指摘いただきました、Wi-Fi等の整備も含めて供給側の統計をということは、御指摘のとおりかと思えます。

まず、第一義としては、やはり我々としては、地域内の観光に対する供給側からのアプローチとして把握できるデータを考えていきたいところではありますが、それを変動させる要因として、今いろいろなところで言われておりますWi-Fiであるとか、観光案内所のような観光客に対する接遇といったものもありますので、これは地域的な観点でそういったものがあるところと、そうでないところがどう違うかということ把握できたらということもありますので、御指摘のものも含めて、供給側の統計をアプローチする場合には再度考えていきたいと思えます。

最後、5ページ目のところで御指摘いただいたものですが、このパラメータとは、平たく言いますと、5ページの推計プロセス①及び②で入込客の全体の延べ数を母集団情報的なものとして集めており、それに掛け合わせるサンプルのデータということで慣習的に「パラメータ調査」と呼んでいます。

二点目のお話ですが、ビッグデータと言われる携帯電話の位置情報などの活用ですが、これは地域の観光を面的に捉えようとする場合に非常に有効な手段だと思われませんが、現在、携帯電話の位置情報は、携帯電話会社の業務において発生しているデータであります。そのため、まず、そのデータのバイアス等の面で統計的に使えるかを判断した上で、いろいろな活用ができないかと、現在検討しているところです。

ただ、携帯電話会社から生のデータを直接頂けるとは限らない状況で、携帯電話会社にお願ひして、集計していただいたものを提供いただくことが多く、こちらでデータをいろいろと加工できるわけではないため、どのようにしてバイアスの問題をクリアするかなどについてはまだ十分に対処ができていないわけではありませんが、そういった面での試行錯誤を続けていきたいと考えております。

調査票の種類を質問するマニュアルの話がありましたが、これについては、観光地で調査をされている調査員の方が、外国人の方がいらっしゃる言語ができないために避けてしまうケースもあるため、外国人の方を怖がらずにアプローチできるよう、「何語の調査



票でお答えしていただいたらよろしいでしょうか」というようなアプローチの導入部分となるものを作ろうというものです。大したものではありません。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○中山委員 すごく細かいことで恐縮なのですが、この観光入込客統計の資料の調査項目の①というところで「観光地点及び行祭事等の名簿整理」で集計していくとなっているのですけれども、今、観光地点とか、そういったものは大きく変わってきていると思います。

○山本観光庁観光戦略課調査室長 確かに、変わってきています。

○中山委員 そういったところに十分対応できているのでしょうか。

○山本観光庁観光戦略課調査室長 お恥ずかしながら、それは対応できていないのではないかなというのが我々の方の問題意識でもございます。

○中山委員 現場から見ても、そういう感じがします。

○山本観光庁観光戦略課調査室長 これは都道府県の観光のセクションの方に整備していただいているという状況でして、昔ながらの観光地がメインに入っています。統計的に見ても、訪日外国人の場合ですと、宿泊代よりも買い物代の方が多くなっており、それに対応すると、やはり商業施設などをもっと手厚く取っていく必要があると我々も感じているところです。そこの基準をどう変えていくかということについて、一つが、先ほどから出ているビッグデータなどを活用して、ここは外国人の方がたくさん来ているエリアということが分かれば、そちらの方向に誘導していくなどの方法があると思います。それは御指摘のとおり、変更を促す必要がありまして、いろいろやり方を考えているところです。

○西村部会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○津谷委員 全くの素人の質問ですけれども、先ほど位置情報のデータを得るのはなかなか難しいというお答えがあって、私もさもありなんと感じました。GPSを使ってどういふところに行っているかということ特定するのだと思うのですけれども、携帯電話会社からなかなかデータが出にくいというのも当然だと思います。特に誰がどこに行っているかという状況を把握するということは、素人考えですが、個人情報の保護という観点からもこれはかなり難しいかなと感じました。

そこで、ひとつお尋ねしますが、昨今外国からいろいろな方が来られるようになり、その際スマートフォンの利用が盛んで、そのためのネットワークの普及が進んでおります。若い方だけではなく、中高年の方も外国旅行をなさる際には皆さんスマホをお持ちになっています。この外国人旅行者を対象に、観光地が自分たちの観光の目玉についてアプリを提供しているということはないのでしょうか。それぞれの観光地が、自分たちの地域についていろいろな情報を観光客向けに提供しているのではないかと思います。たくさん市区町村がありますので、どれくらいの自治体がこのような取組をしているのかは分かりませ

んけれども、観光サービスの供給側からのそういう情報があるのかどうか。そして、それがどれぐらいこの統計に利用できるのか、御存じなら教えてください。これからのことですので、難しいとは思いますが、そういう方向性をお考えになっているということとはございますか。

**○山本観光庁観光戦略課調査室長** 今おっしゃられたことにつきましては、当然ながら考えていかなければいけないと思っております、現在、検討しているところです。

この位置情報のデータは、やはり第一義には携帯電話会社の業務のデータですが、最近ではそれに今おっしゃられたようなアプリのデータを更に転用するというようなことが、我々としても利用可能になると考えております。

その場合に、先ほど来、申し上げているところですが、たとえば各社が出しているメニューに応じて、今回やろうとしている地域の小さいエリアのアプリに対応できるものとか、全国のものに対応できるとか、当該モバイルデータがどういった類いのものかというところから判断する必要があると考えております。また、アプリというのは、人がどう動いたとか、どこで買い物をしたとかという軌跡を追うのには向いているのですが、全国的に見るとやはりサンプルが少ないという問題があります。

それとは別に、NTTドコモが基地局をベースに実施されているものと、全国の状況が把握できるということになります。ただ、旅行者の動きがどうなっているのかよく分からないとか、外国人についてはまだ十分ではないとか、いろいろな問題もあります。各携帯電話会社の位置情報やアプリの会社のサービスをメニューとして並べて、どういう目的に用いることができるかを整理することが重要であると考えております。

まずはこういう整理が必要であるというところまでは我々としてもおぼろげながら見えているのですが、きれいに整理できていませんので、活用まではもう少し時間がかかるというところです。

**○西村部会長** いかがでしょうか。

たくさんのポイントが出ましたので、まず、共通部分でまとめていきたいと思えます。

観光地域経済調査は、平成26年度末までに結論を得る課題となっています。平成24年度調査の結果を踏まえて、改善が必要な点の改善策が決まらないために、平成27年度末までの検討を続けていきたいということです。

その意味で、調査設計の抜本的な見直しを含めて様々な検討を鋭意進めていただいて、平成28年度の観光地域経済調査の実施の可否の結論を得ていただく必要があります。平成27年度の法施行状況審議において検討結果を説明していただくという形になるわけですが、非常に多岐にわたる御意見が出ましたので、取りまとめにつきましては、報告書審議のときにもう一度御確認いただくという形で、今の段階では当局に振らせていただいて、当局でそれに対して考えていただくという形で差し当たりは進めさせていただきたいと思えます。

**○山本観光庁観光戦略課調査室長** いろいろ貴重な御意見をどうもありがとうございます

た。特に地域中心に我々が考えていかなければいけないと思うポイントを御指摘いただきまして、ありがとうございました。

ただ、技術的に難のあるところも相当ありますので、計画どおりに進捗しない可能性もありますが、なお頑張っていきたいと考えております。

以上です。失礼いたします。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、予定の時刻になりましたので、本日の部会はこれまでとさせていただきます。

実は本日用意していた審議事項のうち、まだ「医療、福祉及び介護に関する統計体系の全体像の整理」と「同一企業内の雇用形態転換の把握」についての審議が残っています。しかし、予定していた時間が過ぎてしまいましたので、恐縮ですけれども、本日の審議はここまでとさせていただきます。

各府省においては、お手間をお掛けしますが、本日審議できなかった二点については、次回の部会で審議をすることといたしますので、申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。

最後に、次回の基本計画部会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の基本計画部会につきましては、詳細は別途お知らせしますが、8月5日水曜日10時から、本日と同様にこの会議室において開催いたします。

○西村部会長 それでは、以上をもちまして本日の基本計画部会を終了いたします。どうもありがとうございました。